



2022年5月12日

各位

会社名 株式会社オービックビジネスコンサルタント
代表者名 代表取締役社長 和田 成史
(コード番号 4733 東証プライム市場)
問い合わせ先 代表取締役副社長 和田 弘子
管理本部長
(TEL 03-3342-1881)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月27日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を制限するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 条)は不要なため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第14条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p>1. <u>定款 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

2022 年 6 月 27 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議し、決議された場合、同日より変更となります。

以 上